

だい かい よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかいかいぎろく 第2回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録	
にち じ 日 時	へいせい ねん がつ にち もく じ ぶん じ ぶん 平成26年12月11日（木）10時00分～12時05分
かいさいばしょ 開催場所	しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ 市庁舎5階 関係機関執務室
しゅつ せき しゃ 出席者 (ごじゅうおん 五十音 じゆん 順)	いしわたいいん いのうえいいん うちまいいいん おおのいいん おおばいいん かんざきいいん さとういいん 石渡委員、井上委員、内嶋委員、大野委員、大羽委員、神崎委員、佐藤委員、 しみずいいん すやまいいいん なかせいいん ながたいいん ならさきいいん にしかわいいん ほまさきいいん 清水委員、須山委員、中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、西川委員、浜崎委員、 まえざわいいん やましたいいん わだいいん 前沢委員、山下委員、和田委員
けつ せき しゃ 欠席者	まつしまいいん すずきいいん 松島委員、鈴木委員
かいさいけいたい 開催形態	こうかい ぼうちようしゃ にん 公開（傍聴者2人）
ぎ だい 議題	1 しょうがいしゃさべつ おも じれい ごうりてきはいいりよ よ じれい ぼしゅう 1 障害者差別と思われる事例、合理的配慮の良い事例の募集について
ぎ じ 議事	1 かいかい 開会 しゅつせきじようきようほうこく ・出席状況報告 はいふしりようかくにん ・配付資料確認 ぼうちようしゃ しようやくひつき とうえい まるぼつ かん かくにん ・傍聴者、要約筆記のスクリーン投影、○×カードに関する確認 いしわたかいちよう はいふしりよう しりよう かいぎ やくそくごと さんこうしりよう (石渡会長) 配付資料のうち、資料1「会議での約束事について」、参考資料 1 よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかい もくてき けんとうないよう かくにん 1 「横浜市障害者差別解消検討部会の目的と検討内容（確認）」につい じむきょく せつめい ねが て、事務局から説明をお願いしたい。 じむきょく しりよう およ さんこうしりよう せつめい しりよう ぜんかい いけん (事務局) 資料1及び参考資料1について説明（資料1は前回の意見をも しゅうせい さんこうしりよう けんとうぶかい もくてき けんとうないよう とに修正したもの。参考資料1は検討部会の目的と検討内容をあらため

て記載したもの)

(石渡会長) 前回の委員からの提案を盛り込み、資料1を作り直している。

また、参考資料1は会議の目的等の再確認ということである。何か委員か

ら意見等があればお願いしたいが、よろしいか。

(特に意見等なし)

2 議題

障害者差別と思われる事例、合理的配慮の良い事例の募集について

(石渡会長) 本日の議題は、「障害者差別に関する事例の募集」についてで

ある。事務局から資料2の説明をしてもらい、説明後に、ご意見やご質問

のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) 資料2について説明

(石渡会長) 各委員に意見を伺いたいことは5つである。一つひとつ順番

に意見を聞いていきたいと思う。

(大羽委員) 個別の話の前に、全体としてどうしたらよいか、皆さんに検討

していただきたいことがある。事例を募集するのはよいが、目的として、

実態を把握して差別解消のための資料として活用するとしても、どのよ

うに活用するのかがはっきりしていないといけないという感じがする。

結果のまとめともつながるが、集まった事例をそのまま整理して伝える

だけでなく、「どのようなことが障害者差別に当たるのか」、「どういう

ことが必要な配慮なのか」、市民が共通に理解するように、その方法を探
っていきべきであると思う。

例えば、精神障害者が「自分の住んでいるアパートの2階の人は足音
を強く鳴らし、いつも私を差別している。なんとかしてほしい」と事例
を書いたとすると、これは差別ではないだろうと思うが、それも事例と
して公表するのか。集まった事例を分析することが必要であると思う。

(石渡会長) 大羽委員から、1点目は、事例募集を行う目的について、資料
としての活用とあるが、どのように活用するのか、目的をはっきりしな
いといけない。大羽委員の提案は、市民が差別に関する共通の理解をす
るための啓発資料とするために集めた事例を活用するのだとしたら、集
めた結果を市がどうするのか、具体的に書いた方がよいという意見であ
った。2点目は、事例を全て紹介するのか。中には募集の目的と違った
ものもあるかもしれないが、どのように分類するのか。事例が集まった後
の整理の方法についても考えておきたいということよろしいか。

(大羽委員) はい。その辺りは市独自の条例を作るのかどうか、それとも関係
があると思う。条例を作るということになれば、募集した後の分析やど
のように共通理解を求めるのか、はっきりするように感じる。

(石渡会長) 検討した結果、条例を作ることを目指すのかどうか。大羽

委員の意見に関連して、意見があればお願いしたい。

(和田委員) 障害者差別解消法には罰則はない。内容をきちんと作らない

と一人歩きすると思う。罰則がないと違反してもどうなのかとなる。

(条例の作成については) きちんとした目的を考へなければならぬ。

(石渡会長) 和田委員としては、差別を受けたときの罰則がはっきりしない

と、条例等を作るにしても意味がないのではという考へでよろしいか。

(和田委員) 意味がないということではないが、罰則がない場合は違反をし

たときに注意だけになる可能性がある。

(内嶋副会長) この検討部会の出発点を思い出してほしい。障害者差別

解消法は、国内の法律で初めて、障害を理由として差別することはい

けないことを定めた。法律の上位概念として障害者権利条約があり、

それを受けて障害者差別解消法では、障害のある人とない人との

障壁をなくすために、行政や民間事業者に対して、障害のある人に

差別をしてはいけないことや、必要な配慮をしないことによって社会的

障壁を作るようなことをやめようと初めて定めた。罰則がないと効果が

ないという見方もあるかもしれないが、それは後々、罰則を作ることに

なるかもしれない。現在の国会での議論では、罰則を作ることまではし

ないが、まずは行政や民間事業者は差別をやめる、合理的配慮をしよ

うと定められた。罰則はないが法律上の義務となっており、法律がある

のとないのとでは全然違う。この法律を受けて差別をなくすことの

ぐたいか けんとう けんとうぶかい やくわり こじんてき じょうれい つく
具体化を検討するのがこの検討部会の役割である。個人的には条例も作
りたいが、そのためにはいろいろとやらなければならないことがある。

こんかい じれいぼしゅう ほうりつ しこう む よこはまし ほうりつ
今回の事例募集は、法律の施行に向けて、横浜市としてこの法律をどう
していくのか、それをさぐて手がかりとして大きな基礎になる。法律には詳
しいことは書かれていないため、市民の声を聞いて、横浜市がみんなに合
うようなやり方や活かし方をしたり、民間事業者に対しても何が差別
か、何が合理的配慮になるのかを提供したいということだと思うが、そ
の際にも生きることになると思う。その取組の一環として、最終的に
おおばいん いけん よこはまし じょうれい つく
大羽委員のご意見にあるように、横浜市で条例を作ることになるかもし
れないが、それは民主的な議論の中で話を進めるべきものであると思
う。

わたし いけん じれいぼしゅう あ しょうがいしゃさべつかいしょうほう
私の意見としては、事例募集に当たって、障害者差別解消法をより
ないよう しょうがいしゃさべつかいしょうほう
内容のあるものにするのが目的であると表現しておくのが今現在は一
ばんよ おも
番良いと思う。

いしわたかいちよう もくてき ぶぶん こんご かつようほうほう すこ めいかく
(石渡会長) 目的の部分で、今後の活用方法がもう少し明確になるように
しゅうせい ほう いけん ぼつそく じゅうよう
修正をした方がよいという意見があった。罰則については、とても重要
であるが、国の法律では明確になっていない。まずは取組の第一歩とし
て、市が事例募集をして進めることについてはよろしいか。

じむきょく かつよう もくてき きさい いけん くふう
(事務局) 活用と目的の記載について、いただいたご意見をもとに工夫して
みたい。また、事例の分類、整理については、何が差別かの議論はいろ

いろいろあると思うが、検討部会でご意見をいただき、その上で公表したい
と考^{かんが}えている。また、条^{じょう}例^{れい}制^{せい}定^{てい}の^い話^わがあ^はった^が、これ^はにつ^いて^は、今^{こん}後^ご
の^ぎ議^ぎ論^{ろん}の^す推^す移^いも^ふ踏^ふま^えて^いき^たい。法^{ほう}律^{りつ}の^き規^き定^{てい}以^い外^{がい}の^ぶ部^ぶ分^{ぶん}な^どの^ぎ議^ぎ論^{ろん}が
具^ぐ体^{たい}化^かさ^れば、条^{じょう}例^{れい}へ^の動^{うご}きも今^{こん}後^ごあ^るか^もし^れな^いが、市^し議^ぎ会^{かい}の^{かんが}考^{かんが}
え、市^しな^りの^い意^い味^みづ^けな^ども^ある。検^{けん}討^{とう}部^ぶ会^{かい}の^す推^す移^いを^ふ踏^ふま^えたい。

(石^い渡^{わた}会^{かい}長^{ちやう}) 条^{じょう}例^{れい}制^{せい}定^{てい}等^{とう}は今^{こん}後^ご検^{けん}討^{とう}す^ると^しても、ま^ずは^じ事^じ例^{れい}募^ぼ集^{じゆう}を^じ実^じ施^しす^る
と^いう^こと^につ^いて^は本^{ほん}日^{じつ}の^け結^け論^{ろん}と^し、応^{おう}募^ぼ書^{しよ}類^{るい}の^{あん}案^{あん}の^いイ^いメ^めー^じジ^じと^して、
ル^るビ^びあ^あり^り版^{ばん}、ル^るビ^びな^なし^し版^{ばん}、分^わか^かり^りや^やす^すい^い版^{ばん}の^{ほん}資^し料^{りょう}に^いつ^いて^は意^い見^{けん}を^いた^ただ^だ
き^たい。資^し料^{りょう}2^の①「事^じ例^{れい}募^ぼ集^{じゆう}の^せ設^せ問^{もん}」に^つい^ては^どう^か。

(清^{しみず}水^{みづ}委^い員^{いん}) 設^せ問^{もん}に^つい^ては^じ事^じ務^む局^{きょく}案^{あん}で^よい^いと^おも^う。②の「事^じ例^{れい}募^ぼ集^{じゆう}の^{かい}回^{かい}答^{とう}
方^{ほう}法^{ほう}」に^つい^ては、応^{おう}募^ぼ方^{ほう}法^{ほう}の^{せん}選^{せん}択^{たく}肢^しは^おお^お多^たい^{ほう}が^よい。文^{ぶん}書^{しよ}に^よる^{かい}回^{かい}答^{とう}
方^{ほう}法^{ほう}だ^けで^はな^く、市^し内^{ない}に^は多^たく^の障^{しょう}害^{がい}者^{しや}団^{だん}体^{たい}が^ある^ので、団^{だん}体^{たい}の^き聞^き
取^とり^も是^ぜ非^ひ行^いっ^てい^ただ^きたい。ま^た、条^{じょう}例^{れい}を^{せい}制^{せい}定^{てい}す^るに^は、多^おく^の事^じ例^{れい}
が^ある^ので、振^ひり^わけ^をす^る必^{ひつ}要^{よう}も^ある^のと^おも^う。先^し日^{じつ}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}週^{しゅう}間^{かん}の^あ集^あま^り
り^があ^つた^が、そ^こで、障^{しょう}害^{がい}者^{しや}差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}の^は話^わを^した^際に^し市^し会^{かい}議^ぎ員^{いん}よ^り
り「市^しで^{つく}作^{つく}ら^なけ^れば、議^ぎ員^{いん}提^{てい}案^{あん}で^する」と^の発^{はつ}言^{げん}も^あつ^た。罰^{ばつ}則^{そく}が^な
い^と効^{こう}果^かが^ない^とい^うこ^とで^はな^く、2006年^{ねん}に^ち千^ち葉^は県^{けん}で^じで^きた^た条^{じょう}例^{れい}は
罰^{ばつ}則^{そく}の^ない^とい^うこ^とで^はな^く、障^{しょう}害^{がい}者^{しや}の^しこ^とを^しっ^ても^らう^けい^はつ^せい^{てい}
の^も目^{もく}的^{てき}で^あり、千^ち葉^は県^{けん}で^は30数^{すう}か^の所^{しよ}で^{ひら}タ^タウン^{ウン}ミー^{ミー}ティ^{ティ}ング^{ング}を^{ひら}開^{ひら}
き、

しょうがいしゃりかい すす けいいい じょうれい
障害者理解が進んだという経緯がある。条例ができるまでのプロセス
だいじ じょうれい ふくさんぶつ い けんとうぶかい かんが
が大事であり、条例は副産物とも言える。この検討部会でも考えてい
きたい。

いしわたかいちょう だんたい
(石渡会長) 団体へのヒアリングという意見が出た。条例については、
げんじてん つく しや い じれいぼしゅうとう
現時点では作ることも視野に入れてということで、まずは事例募集等を
すす
進めていくことでよいか。

なかせいいん ①の設問の(1)で、しょうがい りゆう
(中瀬委員) ①の設問の(1)で、「障害を理由とする」という文言は必要な
おも しょうがい りゆう さべつ はんだん むずか
いと思う。障害を理由にする差別かどうかの判断が難しいものもある
ので、じれい う もれさせない意味でも、「差別を受けた、いや おも
と記載した方がよいと思う。

いしわたかいちょう わたし どうかん ひょうげん かんたん めいりょう ほう おも
(石渡会長) 私も同感である。表現はなるべく簡単、明瞭な方がよいと思
う。

ならさきいん てん め さき じむきよく せつめい なが はや
(奈良崎委員) 3点ある。1つ目。先ほどの事務局の説明の流れが速かった。
ゆるくり はな
ゆっくり話してくれてはいるが、「1についてどう思いますか？」と (ひと
つずつ わ つかれた かわ わたし いけん い つづ
つずつ分けて) 聞かれた方が私たちは意見が言いやすい。続けてだ一つ
と話されると流れが早くて困る。2点目。条約や条例と言っても、ちてき
しょうがいしゃ ことば むずか わたし し た なかま
障害者としては言葉が難しい。私は知っているが、他の仲間にとって
ことば むずか おも じょうやく なに さいしょ せつめい
は、言葉が難しいのでどうかと思う。「条約」とは何か最初に説明の
はなし すす てんめ ちてきしょうがいしゃ ぎやくたい
ないまま話が進んでしまった。3点目。知的障害者は、そもそも虐待
さべつ なかみ わ ないよう ぐたいてき おし ほんにん む
や差別の中身が分からないので、内容を具体的に教えてほしい。本人向け

のワークショップ等を希望する。

(石渡会長) 説明の仕方は続けてではなく、項目別に説明し、それぞれについて委員から意見をいただくのがよい。条約や差別、目的等、知的障害者には分かりにくい。ワークショップなど、説明の工夫が必要だという意見であった。

(内嶋副会長) ①の話に戻したいと思う。①の設問の項目であるが、「障害者差別と思われる事例」の方はあまり良くない事例、後段の「障害のある方への配慮の良い事例」は良い事例ということで、良い事例はこのままでよいと思う。「障害者差別と思われる事例」については、「差別」というのはニュアンス的にはわざと意図的にやっている、排除するという感じがすると思うが、わざとではないが配慮が行き届いていないということもある。視覚障害の方で考えると、点字ブロックがめっちゃくちゃになっている、点字案内や音声案内がないなど、意図的にやっていることではないが、必要な配慮が行き届いていないことも事例としては重要である。

条約は国同士の約束事であり、世界中で障害者の権利を守ろうということ。その約束事には積極的な排除とは別に、無意識で配慮が欠けていることもきちんと直すことが込められている。設問で、配慮されていない事例も工夫して入れてもらえればよいと思う。具体例として、アパートを

貸してもらえないなどの事例は、意識的な差別であり、わざと排除しよう、ということになるが、これとは別に、点字ブロックの設置が不十分、他の障害者への物理的な障壁や配慮の足りないものを募集の事例として入れるとよいと思う。

(石渡会長) 明らかに排除しようというものだけでなく、配慮がないため結果として排除してしまっているというような事例も挙げるとよいだろうという指摘であった。

(神崎委員) 視覚障害のことで話があったが、まさに言われたとおりで思う。更に言うと、このようにすれば視覚障害者にはきっと良かれと思ってくれていることの中、実際には視覚障害者からすると困ることもある。例えば、今日は盲導犬と一緒に来たが、白杖で歩いているときに杖をつかんで案内した方がよいと思ってそうする人もいる。でも、それは目の見えている人に例えると、目隠しをされるのと同じことになってしまう。その方は良かれと思ってしてくれていることでも、誤った認識で配慮することで、視覚障害者だけではないが、不便を感じている人もいる。こうした事例も上手く拾えたら、良い事例収集になると思う。また、差別事例や配慮事例を集めるとき、具体例として点字ブロックの上で自転車が乗っていたとチラシに書かれることは啓発の意味もあって大事だと思う。それから、設問の中に場面やTPOがあってもよいと思

う。例えば、「学校で嫌なことがありませんでしたか」とか「職場ではどうか」、「家族から嫌な目に遭わされたことはないか」など、そのような設問があってもよいと思う。

(石渡会長) 配付資料の案は、事案が特定されないように漠然とした設問としているのかもしれないが、具体的に場面等を記載した方が答えやすいという意見であった。配慮の良い事例も、具体例の中で、例えば「レストランのメニューを視覚障害者に読み上げる」など、もう少し記載した方がイメージしやすいと思う。1つ目の意見は、大羽委員の意見と重なるのではないか。このような事例を集めると、差別とは何か、障害者への理解、共生社会に向かって、障害者差別解消を検討する次の段階にいけるように思う。

(西川委員) 設問が漠然としていて、「差別と思われることはないですか」と言われても、委員でも分からない方がいるのではないか。チェック項目を作り、例えば、視覚障害の方にこうしたらよいなどの項目を具体的に挙げ、チェックを入れてもらうことでこうした差別を受けたと分かるようにする方法もあると思う。

(石渡会長) 具体的にいろいろ挙がっているものをリスト化して、それについて差別を受けたことがあるか、チェックをする。それ以外にあれば、自由に書いてもらう。その方が意見を集めやすいという意見であった。

(佐藤委員) 事例募集は、大阪や仙台や千葉でもすでに事例収集を行っている。その結果で、良かったとか、上手くいかなかったとか、広範囲の事例が集まったなどの経験があると思う。その辺り、事務局で情報交換はされたのか。今後の取組に反映するかどうかについて、聞いておいた方がよいのではないか。

(石渡会長) すでに事例募集を実施している自治体の成果を踏まえて、差別事例の募集方法等を工夫するという意見があった。西川委員からは、具体的なチェック項目を書いたらどうかとの意見があった。

(事務局) 先行して実施した自治体の例については、必ずしも直接情報交換をしているということではないが、内容は公表されているので、それを収集して参考にもしている。回答を自由記載としたのは、誘導的な設問にしない、広く意見をいただきたいという趣旨からである。参考例の場面を具体的にとのこと意見については、場面ごとの例示をするなど、検討したいと思う。

(石渡会長) 事例募集について先行して実施した自治体のものを参考にしているとあったが、情報提供もしてもらいたい。次回以降、検討いただければと思う。各委員の意見は②、③まで進んでいるが、今日はどのような事例募集をするか、1月の実施に向けて結論を出したい。

西川委員からは、チェックリスト方式という意見があったが、そうする

と募集の仕方が変わる。事務局案では、いろいろ記載してもらおう方がよい

ということで、^{しょうさい ばめんせってい}詳細な場面設定はしなかったとの^{こた}答えであった。

(事務局) ^{じむきょく じれい ぼしゅう あ}事例の募集に当たっては、できるだけ^わ分かりやすく、^{かいどう}回答もしや

^{かんが}すいものをと^{かんが}考えている。チェックリストとした場合は、^{ぼあい ぼうだい せんたくし}膨大な選択肢

が必要になり、^{ぜんぶ よ}全部読まないと^{かいどう かんりよう}回答が完了しないなど、^{かいどう かつ}回答する方の

^{ふたん こうりよ}負担を^{ほんじつ しめ}考慮すると、本日お示しした^{じゅう きにゅう}自由に記入できるもので^{かんが}考えている

る。

(石渡会長) ^{いしわたかいちょう にしかわいいん いけん}西川委員の^{ほうほう おも}意見もよい方法であると思うが、^{じゅうきさい ほう}自由記載の方がと

のことであった。②、③については、すでに^{いけん}意見があったように、^{だんたい}団体へ

のヒアリングがあった。ワークショップの^{ほう}方が、^{じれい いけん}事例についての^{いけん}意見が

もらえるとの^{いけん}意見もあった。①は、もう少し^{すこ かんけつ}簡潔に、^わポイントが分かる

ように^{しゅうせい}修正してもらおう。また、^{めいかく さべつ いとてき さべつ}明確な差別や^い意図的な^{さべつ}差別ではないが、

^{はいりよ た}配慮が足りないなどのために^{けっか はいじよ}結果として^{はいじよ}排除されているなどの^{じれい ひ}事例も引

き^だ出せるような^{せつもん しかた}設問の^{じむきょく けんどう}仕方を事務局に^{けんとう}検討してもらおうこととする。

^{あん}案としては、^{ぼん ぼん}ルビなし版、^{ぼん わ}ルビあり版、^{ぼん}分かりやすい版があるが、^わ分か

りやすい版の^{ぼん あん}案は3名の^{めい いいん かつがた いけん い}委員の方々の^い意見も入れて^{さくせい}作成しているとのこ

とである。

(奈良崎委員) ^{ならさきいいん わ}分かりやすい版について、^{かいどう}回答に「はい」、「いいえ」のほか

に^{さんかく きさき}「△」も^{さんかく あ}記載できるように^{かいどう}したいと思った。「△」に^{かいどう}当たる^{かいどう}回答を

^わ分かりやすく^{あらわ}表すには^{うちじまいん じょげん}どうしたらよいか。内嶋委員にも^{ねが}助言を^{ねが}お願いし

たい。

(石渡会長) ^{いしわたかいちょう さんかく}「△」とは^{はんだん き}はっきり^き判断し^き切れない^き気持ちです。ね。

しょうがいねんきん はたら むずか しょうがいしゃ たい せいかつ ほしょう
障害年金は働くのが難しい障害者に対して、生活を保障するもので
あるのに、しょうがいき そねんきん がく きんがく く がく
あるのに、障害基礎年金の額はその金額だけでは暮らせない額となっ
ている。ごうりてきはいりよ しょうがい う む かか いっしょ せいかつ ほしょう
いる。合理的配慮は障害の有無に関わらず一緒に生活することを保障す
るものであり、しょうがいしゃねんきん すく ごうりてきはいりよ か
るものであり、障害者年金が少ないのも、合理的配慮に欠けるサービス
となる。あん せつもん くたいてき ないよう か
となる。案の設問では、具体的にこのような内容は書けない。それにつ
いても書いてよいと分かるような補助（説明の記載）が必要ではないか。
いしわたかいちょう だいじ せいど かん もんだいていき べつ ぼ ねが
（石渡会長）大事なことであるが、制度に関する問題提起は別の場でお願
いしたいと思う。ここでは市民生活の障害による差別をなくすことを目指
すのであって、わだい ひろ
すのであって、話題を広げるとポイントがぼやけてしまう。
じむきょく ぶんしょう か むずか かた とう せつてい
（事務局）文章で書くことが難しい方もいるので、ヒアリング等の設定を
していけん もと かんが てんじぼん ようい
して意見を求めることは考えていきたい。点字版の用意やSPコードを
つか ようい かんが かぎ はいりよ
使うことは用意すべきものと考えており、できる限りの配慮をすること
によってひろ いけん あつ おも
によって広く意見を集められるとよいと思う。
せいかつほしょう かん じれい か さまた
生活保障に関することについては、事例として書くことを妨げるつも
りはないが、しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅし ふ べつ ぎろん おも
りはないが、障害者差別解消法の趣旨を踏まえると別の議論であると思
う。
いしわたかいちょう じれい いけん う と しょうがいしゃさべつかいしょうほう
（石渡会長）事例、意見としては受け止めるものの、障害者差別解消法の
はんちゆう こ じむきょく けんかい
範疇を超えるのではないかというのが事務局の見解ということである。
おおばいいん せいしんしょうがいしゃ しんたいてき びょうき へいほつ おお
（大羽委員）また、精神障害者については、身体的な病気を併発しても、多
くびょういん ちりょうきよひ せいしんしょうがいしゃいがい ほう
くの病院で治療拒否されるということがあがるが、精神障害者以外の方

にはあまり知られていない。制度上の問題なのか、行政上の問題なのか、病院の配慮の問題なのか、事情はあると思うが、こうした問題は障害者差別解消法で考えられることではないかと思う。

(内嶋副会長) この部会で考えていくことは、人権侵害に関することであり、障害のある人が人間として生きることを妨害するような、本来許されるべきでないこと、例えば、移動が制限される、医療も制限されるなどは検討の対象となる。年金やその他の社会サービスは別のカテゴリーとして考えることであり、働きたくても働けない人の働けない部分の収入を社会が面倒をみる、これは社会保障レベルの話であり、人権侵害とは別であると考えられる。国民の同意がどこまで得られるのかまで考えるのでは話が大きくなる。障害のある人への理解が足りず、その結果、人権が侵害されていることを我々自身も気づくことを主眼にやるべきである。制度問題に不満があれば、事例に書いてもらうことだと思います。

(井上委員) 事例募集の周知は、駅等でも行うのか。

(石渡会長) 人が多いところで、事例募集をしているとことを周知し、広く市民一般周知したらどうかという提案であった。

(前沢委員) 今の意見に賛成する。募集の実施に関して、情報が得られないと回答ができないので、限定せず幅広く実施していることを知らせるた

め、最^も寄^より駅^{えき}や郵^{ゆう}便^{びん}局^{きょく}等^なで周^{しゅう}知^ちするこ^こが必^{ひつ}要^{よう}である。生^{せい}活^{かつ}エリ^あの狭^{せま}
い方^{かた}にも届^{とど}くよう^に、自^じ分^{ぶん}で郵^{ゆう}便^{びん}を出^だすとカメ^てール^まをする^などの手^て間^まが
大^{たい}変^{へん}な方^{かた}が^いる^ので、ひ^とと手^て間^まが大^{たい}変^{へん}な人^{ひと}のため^にも、応^{おう}募^ぼ用^{よう}紙^しや回^{かい}答^{とう}ボ
ックス^を置^おく^こと^などの配^{はい}慮^{りょ}は^{ひつ}要^{よう}である^{おも}と思^{おも}う。

(石^い渡^{わた}会^{かい}長^{ちやう}) 前^ま沢^ざ委^わ員^{いん}から^は、④^{につ}いて、区^く役^{やく}所^{しやう}等^なにチ^ちラ^らシ^を・応^{おう}募^ぼ用^{よう}紙^しを
お^おく^だけ^でな^く、回^{かい}答^{とう}箱^{ばこ}を^お置^おく^などの方^{ほう}法^{ほう}も^いた^だい^た。今^{いま}のよ^うな^いけ^ん
を^とり^いれ、事^じ務^む局^{きょく}に^{けん}討^{とう}し^ても^らう。

(和^わ田^だ委^わ員^{いん}) ④^で学^が校^{こう}に^{はい}フ^を配^{はい}布^ふと^ある^が、こ^の意^い味^みが^りか^いで^きな^い。

(事^じ務^む局^{きょく}) あ^らゆ^る場^ば面^{めん}を^{そう}て^いし^てい^る。大^お人^{とな}だ^けで^なく、学^が校^{こう}に^かよ^う児^じ童^{どう}、
ご^かぞ^くも^ふく^め、い^やな^おも^いを^した^こと、配^{はい}慮^{りょ}が^なか^った^こと^など^を事^じ例^{れい}と
し^て出^だし^ても^らい^たい^いう^{しゅ}旨^しである。

(和^わ田^だ委^わ員^{いん}) 精^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}者^が学^が校^{こう}で^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}を^かた^むず^かに^{しやう}が^{こう}で
障^{しょう}害^{がい}の^{べん}き^{やう}と^なると、車^{くる}椅^{まい}子^すバ^すケ^との^{ひと}人^みや^み耳^みの^き聞^きこ^えな^い人^{ひと}が
手^{しゅ}話^わで^はな^すこ^とな^どが^とり^あげ^られ^るが、精^{せい}神^{しん}障^{しょう}害^{がい}に^{かん}関^{かん}する^てま^はと
り^あげ^られ^ない^ので、校^{こう}長^{ちやう}先^{せん}生^{せい}や^りか^いり^がい^{ない}と^{はい}こ^り込^こめ^ない。
障^{しょう}害^{がい}者^が差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}法^{ほう}に^{かん}関^{かん}する^ちラ^らシ^をを^が校^{こう}に^{はい}フ^を配^{はい}布^ふす^るとい^うの^があ^まり
そ^うぞ^うで^きな^い。

(中^な瀬^せ委^わ員^{いん}) 学^が校^{こう}に^{はい}フ^を配^{はい}布^ふす^るこ^とは^{じゅう}要^{よう}である^{おも}と思^{おも}う。学^が校^{こう}で^はPTA^やや
ほ^ごし^やか^つど^うも^あり、障^{しょう}害^{がい}種^{しゅ}別^{べつ}を^と問^わな^ず、い^ろろ^ろな^かた^かが^かよ^うと^なる^こと^を

おも
思うので、チラシの^{けいじ}掲示^{ねが}をお願いしたい。できれば、^{ようちえん}幼稚園、^{ほいくえん}保育園にも
チラシを^{はいふ}配布^{おも}してほしいと思う。

やましいいん よこはましな いしょうがいしゃ しょうがいしゃこよう はたら ひと
(山下委員) 横浜市内の障害者で、障害者雇用ではなく働いている人もい

る。そこでは、社内での^{しやない}差別^{さべつ}があると思うので、^{ちよくせつきぎょう}直接企業^{はいふ}にチラシを配布

することもよいのではないか。^{えき}駅^{しゅうち}で周知^{いけん}する意見^{さんせい}にも賛成^{しな}する。市内の

^{かんこうじょうほう}観光情報^のがフェイスブックに載^{はや}っているが、フェイスブックは早く^{じょう}情

報^{ほう}が^{ひろ}広がる。^{あんぜんせい}安全性^{もんだい}の問題^{しゅうち}はあるが、やっていることの周知^{ほう}にフェイス

ブックはよい。^{じっさい}実際に^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法^{ぼしゅう}についての募集^みを見たことが

ある。また、^{おうぼしよるい}応募書類^{ぼくぜん}について、^{ないよう}漠然^かとした内容^かであると書きづらい。

^{びょういん}病院^{じっさい}での^{けいけん}実際の^{じれい}経験^{すこ}もあるので、^あ事例^{ほう}をもう少し^{じぶん}挙げた方がよい。自分

は^{はったつしょうがい}発達障害^{さべつ}であるが、「これは差別？」^{おも}と思うこともあるし、^{さべつ}差別^ななの

^わか分からないこともある。また、^{はいりよ}こう配慮^{おも}してくれたらよいの^{おも}にと思う

ことや、^{はいりよ}配慮^たが足りない^{おも}と思うことは^{おお}多くある。^{きにゅうれい}記入例^{ちてきしょうがい}に、知的障害^の

ある^{かた}方に^{はな}ゆっくり^{はな}話すとあるが、^{はったつしょうがい}発達障害^{かた}のある^{たい}方^{おな}に対しても同じよう

^{はいりよ}な^{ひつよう}配慮^{おも}が必要^{しかくじょうほう}である^{ていきょう}と思う。^{はな}視覚情報^{はな}の提供^{はな}であるとか、^{はな}ゆっくり^{はな}話す

ことも^{だいじ}大事^{だいじ}である。

^{すこ}もう少し^{おお}多くの^{きにゅうれい}記入例^{ひつよう}が必要^{おも}である^{おも}と思うし、^{ぐたいてき}もっと^{じれい}具体的な^{じれい}事例^の

^{きさい}記載^かがあれば、^{おも}書いて^{ひと}みよう^{おお}と思う^{おお}人が^{おお}多くなると^{おお}思う。

^{いしわたかいちよう}いしわたかいちよう^{しょうがいしゃさべつかいしょうほう}障害者差別解消法^{めざ}が^{かんが}目指^{かんが}すところ^みから^み考えると、^み見えない

しょうがい ほんにん い しゃかい かた
障害であるがゆえに本人の生きづらさにつながる社会のあり方について

では、とても大事な問題であると思う。事例の書き方を工夫してもらう。

あき 明らかにされていない、あるべき配慮を浮き彫りにできるように事務局
で検討していただきたい。

しゅうりょうじかん せま ①から確認していききたいと思う。奈良崎

いいん で、さんかく かいとう わ ほん も こ こんだら という い
委員から出た、「△」の回答を分かりやすい版に盛り込んだらという意

けん けつろん で ない。のち ながたいいん いのうえいん まじ さんかくじろし
見の結論がまだ出ていない。後ほど、永田委員、井上委員を交えて△印

について、検討させていただきたいと思う。

①については、「障害を理由とする」の表現の修正、配慮が足りない

じれい 事例についても含むことが分かる設問とする。②については、事務局案の

とおり。さんかくじろし のち けんとう ③については、かいとう
△印は後ほど検討。③については、回答しやすくするように

は、しょうがいしゃ かん していることを引き出せるワークショップなど、出向い

ていく方法も実施し、そこで意見を引き出すという意見があった。

③の(2)については、かいとう あ たつての しえん ひつよう ばあい どこに連絡

するか。だいひょうてき と あ さき かんが ほう おも ④については、

じむきょくあん 事務局案どおりでよいと思うが、追加で駅等いろいろな人が集まるような

ばしょ じっし しゅうち くふう 場所を実施を周知する工夫をする、フェイスブックを利用する、学校や

ほいくじょ ようちえん 保育園にもチラシを配布するという意見があった。⑤については、

しょくば びょういん ふく じれい で ぐたいれい か かた くふう
職場や病院を含めて事例が出るように、具体例の書き方を工夫してほし

いとの意見があった。事例募集は1月に実施する予定であるので、修正したものを委員に配布し、それに対して意見があれば、事務局に提案することをお願いしたい。

(佐藤委員) 周知について、民間企業への配布等ができるか検討してほしい。

ターゲットが広いし難しいとは思いますが、検討をお願いしたい。また、障害者団体は多くあるが、代表を集めるなどにより事例の聞き取りをすることは必要である。紙に書くのは、大きな制限があり、生の言葉で収集することは絶対にやるべきだと思う。

(井上委員) ラジオ等で配信するのもよいと思う。ブログ等でリンクするのもよいと思う。

(石渡会長) マスコミへの周知は、事務局案では新聞社が挙がっているが、ラジオ等もあるということか。

(井上委員) 民間では、ラジオ等で流すことが多い。

(石渡会長) 可能かどうか分からないが、事務局に検討をお願いする。

(大野委員) 事例募集チラシ案のうち、「障害者差別と思われる事例」の(2)についても記載例があれば入れた方が分かりやすいと思う。また、「思ったことはありますか？」という設問であるが、(1)の具体例との関係で考えると、「アパートを貸して欲しかった」との記載になってしまうのではないか。例えば、「嫌な思いをしないための改善方法はありますか？」

	<p>と聞けば、「誰かに相談したかった」などの回答が出てくると思うので、検討が必要と思う。また、チラシの留意事項に「言葉や内容が分からない時や、自分で書けない人はまわりの人に相談して書いてください。」とあるが、やや漠然としているので、もう少し明確に書くとよいのではないか。</p> <p>(石渡会長) 実際に反映するような工夫をお願いしたい。2の議題はこれで終了とする。</p> <p>3 その他 (連絡事項等)</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考資料2の説明 次回(第3回)の開催日程等を確認。 <p>議題は、事例募集の中間報告、寄せられた事例のその後の活用や整理の仕方等の検討、第5回以降(次年度)の日程調整を予定(議題については会長とも相談の上で確定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 後日、応募書類・チラシ等の修正案を各委員へ送付。意見は事務局へ。
<p>資料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>資料1 横浜市障害者差別解消検討部会の会議での約束事(第1回会議での意見(第1回会議での意見を反映したもの))</p> <p>資料2 障害者差別と思われる事例、合理的配慮の良い事例の募集について</p>

・委員にご意見を伺いたいこと ①～⑤

・事例募集チラシ(案)、応募用紙(案)、分かりやすい版(案)

参考資料1 横浜市障害者差別解消検討部会の目的と検討内容(確認)

参考資料2 障害者差別解消法に基づく基本方針(原案)に関する意見募集

について(内閣府)